

○寒川町青少年問題協議会条例

(昭和 35 年 9 月 8 日条例第 20 号)

改正 昭和 48 年 3 月 31 日条例第 11 号 昭和 48 年 10 月 9 日条例第 30 号
昭和 51 年 12 月 20 日条例第 22 号 平成 9 年 12 月 22 日条例第 19 号
平成 12 年 12 月 19 日条例第 30 号 平成 24 年 12 月 14 日条例第 15 号

注 平成 9 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定により寒川町青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

[地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条]

(平 12 条例 30・一部改正)

(協議会)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、町長及び町内の関係行政機関に対し意見を述べることができる。

第 3 条 協議会は、会長及び委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町及び関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

3 会長は、町長とし、委員の互選により副会長 2 名を置く。

(平 9 条例 19・一部改正)

第 4 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を任命することができる。

2 臨時委員は、前条第 2 項に掲げる者のうちから町長が任命する。

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 7 条 協議会に書記を置く。

2 書記は、本町職員のうちから町長が任命する。

3 書記は、会長の命をうけ、協議会の事務を処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項については、規則で定める。

(平 9 条例 19・平 24 条例 15・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 10 月 9 日条例第 30 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 第 7 条第 2 項の改正規定は、昭和 48 年 10 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行は、なお従前の例による。

附 則(昭和 51 年 12 月 20 日条例第 22 号)

この条例は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 22 日条例第 19 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 19 日条例第 30 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 14 日条例第 15 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。